

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和3年1月18日

弁護士法人みずほ中央法律事務所

弁護士 三平聡史 殿

弁護士 桶川聡 殿

国土交通省自動車局整備課長

令和2年12月20日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第78条第1項に基づく認証は、法第49条第2項に規定する特定整備を行う事業を営もうとする者を対象としている。

法第48条に基づく点検については、使用者に対して義務を課すものであり、法第78条第1項に基づく認証を受けた事業場で行うことを求めている。

なお、一般的に、法第48条に基づく点検を実施するにあつては、特定整備が伴う可能性が高いことから、認証を受けた事業場で行うよう指導していることを申し添える。